

好評  
発売中!

全国の書店  
Amazon など  
でお求めください!



## 特集

# 着荷主による荷待ち・荷役の強要が規制対象へ

着荷主による実運送事業者への無償の荷待ち・荷役などの強要が独占禁止法違反の規制対象となる見込みです。2026年6月頃に「物流特殊指定」の告示を改正し、27年春の施行が予定されています。本特集では「物流特殊指定」とは何か、なぜ今回の改正が行われ、どのような内容なのかを解説します。

### 物流特殊指定とは

独占禁止法では、立場の強い側が弱い側に無理な要求をする「優越的地位の濫用」を禁止しています。特に物流分野で起こりがちな「優越的地位の濫用」の具体例を示したものが「物流特殊指定」です。

独占禁止法が一般的な禁止行為を定めるのに対し、物流特殊指定は物流分野特有の取引慣行を踏まえた、具体的な規制内容を告示として補完します。告示形式とすることで、現場の実態に応じて迅速に見直すことが可能です。

### 改正の背景

実運送事業者が着荷主のところで、荷待ち・荷役を強要される事例が相次いでいました。しかし、実運

送事業者と着荷主との間には直接的な契約関係が存在しないことが多く、独占禁止法や取適法で取り締まることができませんでした。そこで、苦肉の策として考えられたのが、下記の改正内容です。

### 改正内容

今回の改正は、従来の枠組みを拡張する形で設計されています。主なポイントは次の2点です。

#### ①対象関係の拡張

現行の物流特殊指定は、発荷主と物流事業者との契約関係を前提としていますが、発荷主と着荷主との関係を新たに対象に加えます。

#### ②実運送事業者を発荷主側と捉える

実運送事業者を発荷主側グループ

と捉えることによって、着荷主による荷待ち・荷役の強要は、「発荷主側利益を害する行為」とみなすことができるようになります。

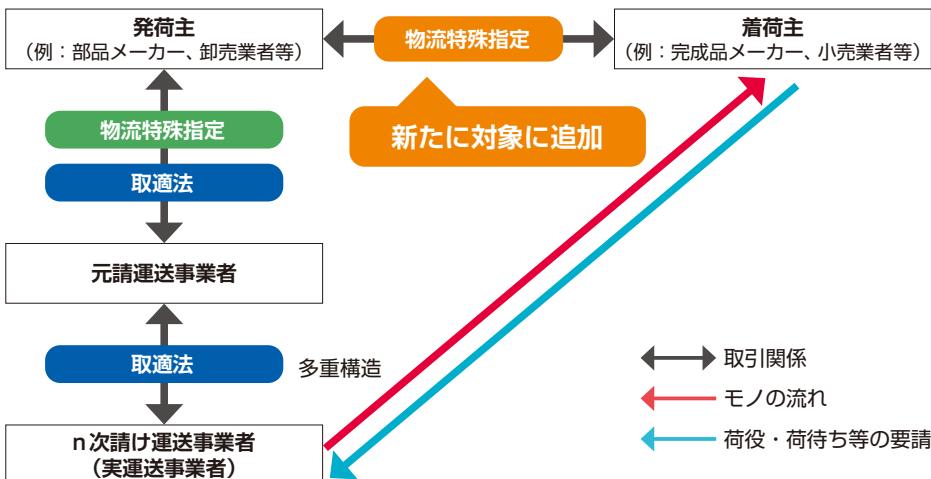
これらの見直しにより、これまで対応が難しかった「着荷主による荷待ち・荷役の強要」も規制することができるようになります。

### 佐久間の私見!

今回の改正案はかなり思い切ったものとなっています。単に解釈を変えるだけではなく、対象を広げていくという点で公正取引委員会の覚悟が見えます。この改正案が来春に施行される予定ですが、物流事業者にとって悩みの種がすべて解決されるわけではありません。

今回の改正案で重要なポイントは、着荷主による荷待ち・荷役の強要は「発荷主側利益の疎外」と見なされる点です。つまり、被害者として想定されているのが発荷主であるため、状況を改善するためには発荷主の協力が不可欠です。

日頃から発荷主とのコミュニケーションを密に行い、状況を共有することが、改善への第一歩となるでしょう。





# 努力義務の下請け規制—改正貨物自動車運送事業法第24条

2026年4月1日より、改正貨物自動車運送事業法が施行され、3次以降の委託が禁止されることになりました。多重下請け構造が課題となっている運送業界においては朗報ですが、努力義務の位置づけでどこまで業界環境が改善されるのでしょうか。改正内容の中心となる貨物自動車運送事業法第24条のポイントを整理します。

## 第24条の基本的な考え方

第24条は、元請運送事業者が他の運送事業者を利用する際に講ずべき措置を定めたものです。趣旨は、単なる委託の連鎖を防ぐのではなく、「業界全体の健全な運営」を確保する点にあります。

## 改正のポイント

今回の改正では、特に以下の3点が重要となります。

### ① 努力義務

第24条で定められている各措置は努力義務であり、罰則はありません。

### ② 概算額の把握を前提とした受注

従来は、元請運送事業者が荷主か



ら提示された運賃の範囲内で対応可能な実運送事業者を探していました。これに対し改正後は、先に利用する運送事業者の概算額を把握し、その水準を踏まえて荷主と運賃交渉を行うことが求められています。

また、荷主から提示された運賃がそのコストを下回る場合には、運賃の見直しについて交渉を申し出るこ

とも明記されました。元請運送事業者には、「荷主と実運送事業者の間に立ち、適正な価格調整を行う役割」が明確に求められています。

### ③ 委託は2次請けまでに制限

利用運送は2次請けまでの委託に制限されました。元請運送事業者は0次としてカウントします。

### 佐久間の私見!

今回の改正は、多重下請け構造を解消するためには有効な手段だと思いますが、努力義務であり、罰則がないためにこの規定自体が有効に機能するかは疑問です。しかし、実運送体制管理簿の作成・保存義務という他方面からのアプローチによって、多重下請け構造は実質的に難しくなるでしょう。この管理簿は法的義務であり、違反した場合には行政処分の対象となるので注意が必要です。

## 佐久間の部屋



## 生存者バイアスから学ぶ

見えている成功や結果だけを信じていませんか。その裏にある「見えない失敗」に目を向けることが、これからの時代を読み解くヒントです。

第二次世界大戦中、帰還した爆撃機の損傷箇所を調査すると、下図のようになりました。さて、限られた資材と予算の中でどの箇所を補強すれば良いでしょうか。

一見すると被弾が集中している中心部や主翼の先端、尾翼を補強することが合理的に思えますが、ここに「生存者バイアス」があります。生存者バイアスとは、ある条件を生き残った事例だけを見て判断し、そこに含まれない失敗や脱落の要因を見落としてしまう思考の偏りのことです。実際には、被弾しても帰還できた箇所ではなく、被弾した機体が帰還できなかったエンジンやコックピットこそ補強すべき部分なのです。

この視点はビジネスにも通じます。成功事例の裏には無数の失敗があり、そこにこそ本質的なリスクが潜んでいます。

電子政府化が進むエストニアでは申請書類作業に依存した士業は縮小する一方、コンサルティング業務に軸足を移した者は生き残っています。つまり申請書類作成業務は被弾しても生存できる箇所なのです。

これは将来的に日本の行政書士にも当てはまるかもしれません。独占業務である申請書類作成を行政書士業界が必死に守ろうとしている姿勢が伺えます。しかしそれは、被弾しても生存できる箇所を補強している行為と同じではないでしょうか。申請書類作成業務にこだわらない行政書士の在り方を模索する時が来ているのかもしれない。

